

津市情報化推進研究会設置要綱

平成18年1月1日訓第11号

(設置)

第1条 本市の情報化について調査研究するため、津市情報化推進研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 研究会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査研究する。

- (1) 地域と行政における本市の情報化推進の基本方向とその具体的方策に関すること。
- (2) その他情報化に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、委員20人以内で組織する。

2 研究会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 研究会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 研究会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 研究会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門員)

第7条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査し、及び研究するため、専門員を置くことができる。

2 専門員は、委員のうちから、会長が指名する。

(幹事)

第8条 研究会に、幹事若干人を置き、市長がこれを委嘱し、又は任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて、研究会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第9条 研究会の庶務は、総務部情報企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。